

2018年6月26日

## 小西・中村 IP セミナー 第26回：日本企業が敗訴した、 中国の標準化特許侵害事件から学ぶ

原告(特許権者): 西電捷通 被告: ソニー

＜使用言語: 日本語＞

貴社益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今、被告である日本企業が特許権侵害訴訟で敗訴し、高額の損害賠償金を中国企業から請求される裁判例が散見されます。

今回は、2018年3月28日、ソニーに対し製品販売の差止と損害金の支払いを命じた北京高級裁判所(二審)の判決を分析し、事件の背景、論点、裁判所の理由等を整理したいと思います。また、この事件から、日本企業は何を学ぶべきか、考えたいと思います。

講師は、北京瑞盟知識産権代理有限公司(Rimoon Intellectual Property Agency)の劉 昕 先生です。劉先生は、中国の弁理士であるとともに、日本国弁理士の資格もお持ちです。現在、北京の同事務所を拠点に日中を往復し、多くの日本企業の中国案件を代理しておられます。

セミナーは大会議室ではなく、20名程度の会場で行いますので、お気軽に講師にご質問いただけます。セミナーに続く懇親会の場でも、講師とお話頂く時間が多くありますので、具体的にお悩みのことがありましたら、是非この機会をご利用ください。また、セミナー後、懇親会も開催致します。是非、ご参加下さい。

<b>第26回：日本企業が敗訴した、中国の標準化特許侵害事件から学ぶ</b>	
<b>セミナー：7月18日 水曜 16:00-18:00</b> (参加費無料)	<b>懇親会：18:30-20:30</b> (近隣にて・参加費無料)
講師	Rimoon Intellectual Property Agency 中国弁理士・日本国弁理士 劉 昕 先生

●会場：小西・中村特許事務所 5階セミナールーム：名古屋市中区丸の内2-17-12 丸の内エステートビル  
【参加希望の方】 弊所、東(あずま) [azuma@ipworld.jp](mailto:azuma@ipworld.jp) まで、お名前、所属をご連絡ください。併せて、講演後の懇親会(無料)の出欠もご連絡ください。

皆様のご参加をお待ちしております！

セミナーに関するご質問は、中村 [nakamura@ipworld.jp](mailto:nakamura@ipworld.jp) 若しくは朝倉 [asakura@ipworld.jp](mailto:asakura@ipworld.jp) 若しくは、お電話ください。Tel: 052-229-1070